改正後

（指定試験機関の指定）

第十七条の十六　法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

検定種目	指定試験機関		指定をした日
	名称	主たる事務所の所在地	
（略）	（略）	（略）	（略）
管工事施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日
電気通信工事施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	平成三十年四月十七日
（略）	（略）	（略）	（略）

改正前

（指定試験機関の指定）

第十七条の十六　法第二十七条の二第一項に規定する指定試験機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定をした日は、次の表の検定種目の欄に掲げる検定種目に応じて、次のとおりとする。

検定種目	指定試験機関		指定をした日
	名称	主たる事務所の所在地	
（略）	（略）	（略）	（略）
管工事施工管理	一般財団法人全国建設研修センター	東京都小平市喜平町二丁目一番二号	昭和六十三年十月十七日
（新設）	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第百七十一号

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行ったので、同規則第百六十二条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年五月十六日

総務大臣　野田　聖子

一　指定再放送事業者の氏名又は名称を変更するもの

変更前の指定再放送事業者の氏名又は名称	変更後の指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
リバーシティ・ケーブルテレビ株式会社	古河ケーブルテレビ株式会社	第KT03-0369-0365号	平成二十九年六月一日	茨城県古河市（旧古河市、旧総和町の区域に限る。）、埼玉県久喜市（旧北葛飾郡栗橋町の区域に限る。）
九州通信ネットワーク株式会社	株式会社QTnet	第KS00-3000-2029号	平成二十九年七月一日	福岡県北九州市門司区、若松区、戸畑区、小倉北区、小倉南区、八幡東区、八幡西区、福岡市東区、博多区、中央区、南区、西区、城南区、早良区、大牟田市、久留米市、飯塚市、直方市、筑後市、行橋市、小郡市、八女市、筑前市、中間市、豊前市

二　指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域を変更するもの

指定再放送事業者の氏名又は名称	指定番号	指定の変更の年月日	変更前の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域	変更後の指定に係る放送法第百四十条第一項の市町村の区域を勘案して定める区域
松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社	第TK0082-0076号	平成二十九年四月一日	三重県松阪市、志摩市（旧志摩町、旧浜島町、旧阿児町、旧大王町の区域に限る。）、多気郡多気町、多気郡明和町、多気郡大台町、度会郡大紀町	三重県松阪市（旧松阪市、旧三雲町、旧飯高町、旧飯南町の区域に限る。）、志摩市（旧志摩町、旧浜島町、旧阿児町、旧大王町の区域に限る。）、多気郡多気町、度会郡大紀町